

議案第 29 号

飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法の改正に伴う改正

飛驒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市水道事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第231号）の一部を次
のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

資料

飛騨市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p> <p>以下 略</p> | <p>第1条～第4条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p> <p>以下 略</p> |

資料

飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

地方自治法の改正に伴う改正

2 改正の内容

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しが行われ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2が新たに規定されたことに伴い、既存の引用条文について条ずれが生じるため引用箇所を改正するもの。

3 施行日 令和2年4月1日